

介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設『朋寿苑』は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 約款は、利用者が介護老人保健施設「短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書」を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意書を得ることとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供をすることが困難であると認めた場合
- ④ 利用者の扶養者が、約款に定める利用料を正当な理由無く2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず1週間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由より、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃に送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。（退所日に一括精算する方法でも可）

3 当施設は、利用者又は扶養者から、利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(介護サービスの記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾を得た場合又、その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、当法人の身体拘束廃止委員会の規定に伴い、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得なく身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、「身体拘束廃止の規定」に準じて行う場合があります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得ておきます。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）その他の介護保険事業者への情報提供、ある

いは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。

なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第10条 当施設では、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村（介護保険事業所）、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼します。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 当施設では、提供したサービスに関する「苦情相談窓口」を設置し利用者に対し適切に対応するものとします。利用者及び扶養者は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、所定の場所に設置しております用紙にご記入の上「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第12条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他措法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

短期入所療養介護サービス 介護予防短期入所療養介護サービス

1. 介護保険証の確認

ご利用頂くに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）についての概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をおこない、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◎医療・看護

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としますが医師・看護職員が常勤しますので、利用者の症状にてらして適切な医療・看護をおこないます。

◎介護

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス計画（ケアプラン）に基づいて実施します。

◎機能訓練

訓練は理学療法士又は作業療法士が実施し又、その指導のもとに看護・介護職員が行います。原則として機能訓練室にて行いますが、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーションであり、その効果を期待したものです。

介護老人保健施設『朋寿苑』概要

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 ～ 医療法人財団友朋会
介護老人保健施設『朋寿苑』
- ・開設年月日 ～ 平成元年 5 月 22 日
- ・所在地 ～ 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1919 番地
- ・電話番号 ～ (TEL 0954-42-2900・FAX 0954-42-2907)
- ・管理者名 ～ 施設長 林原 歳久
- ・介護保険指定番号 ～ 4151780014
介護老人保健施設

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。

さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、運営の方針を定めていますのでご理解いただいた上でご利用下さい。

(3) 施設の職員体制

職 種	常勤	非常勤	夜間	業 務 内 容
医 師	1以上			・ 病状に応じ妥当適切に診療を行う等医学的管理を行う
看護職員	8以上		1	・ 医師の指示に基づき保健衛生、医療に関する業務の補助に従事する
介護職員	19以上		5	・ 介護業務に従事する
薬剤師		0.3		・ 調剤及び服薬管理指導を行う薬剤業務に従事する
支援相談員	1以上			・ 入所者、家族からの相談、助言その他の援助を行う
理学療法士及び作業療法士	2以上			・ 医師の指示により機能回復に関する業務に従事する
管理栄養士	1	0.6		・ 入所者の栄養管理業務に従事する
介護支援専門員	1以上			・ 入所者の施設サービス計画の作成に従事する
事務職員	1以上			・ 施設の事務に従事する

(4) 入所定員 80名 (うち認知症専門棟40名) ・通所定員50名

*療養室

一 般 棟・・・2人部屋 2室、4人部屋 9室

認知症専門棟・・・個室 4室、2人部屋 1室、3人部屋 2室、4人部屋 7室

(5) サービスの内容

① 短期入所療養介護計画の立案

② 食事

朝食 7時30分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

◎食事は原則として食堂でおとりいただきます。

◎献立は、管理栄養士が栄養のバランスを考え月間の献立（おやつも含む）を立案し、適時適温でお出しするようにしております。献立表を掲示し毎日の献立内容をお知らせしております。

◎利用者の嗜好を考え、選択メニュー、行事食等を取り入れています。

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）ただし利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

④ 医学的管理・看護（日々の健康状態をチェック、早期対応、健康管理を行う）

⑤ 介護（利用者の状況に応じ適切な排泄・食事・入浴・環境整備等寝たきり防止の為、可能な限り離床することに努めています。

⑥ 機能訓練（集団リハビリ・個別リハビリ）理学療法士または看護・介護職員により、利用者個人の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めています。

⑦ レクリエーション

◎各教室（絵画・陶芸・音楽・書道・料理・園芸・カラオケ・詩吟・裁縫・クラブフト等の教室）

◎各行事 利用者の方に季節感を実感していただけるように毎月の誕生会・バスレクに合わせて家族介護相談に応じております。

（花見・節句・蛍見学・七夕・盆踊り・敬老会・家族交流会・運動会・文化祭・クリスマス会・カルタ会・節分・ひな祭り）

⑧ 相談援助・行政手続き代行

支援相談員が利用者及び家族からの相談に誠意をもって対応し援助を行います。

⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

その他のサービス

①理美容サービス（原則月2回実施）

(6) 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については医療機関での入院または治療となりますのでご了承ください。

・協力医療機関

- ・名 称 独立行政法人 国立病院機構 嬉野医療センター
- ・住 所 嬉野市嬉野町大字下宿甲4279-3 (TEL 0954-43-1120)

・関連病院

- ・名 称 医療法人財団友朋会 嬉野温泉病院
- ・住 所 嬉野市嬉野町大字下宿乙1919 (TEL 0954-43-0157)

・協力歯科医療機関

- ・名 称 船津歯科医院
- ・住 所 嬉野市嬉野町大字下宿乙2202-39 (TEL 0954-43-0149)

- ・名 称 いたや歯科医院
- ・住 所 嬉野市嬉野町大字下宿甲4275-6 (TEL 0954-43-3264)

*緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

(7) 施設利用に当たっての留意事項

- ① 面会は午前8時30分から午後8時までとし、職員にお申し出下さい。
(備え付けの面会簿にご記入ください)
- ② 外出・外泊については医師の許可を必要としますのでお申し出下さい。
- ③ 施設内の設備、器具本来の用途にしたがって利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合には、弁償を求めることもあります。
- ④ 喫煙は所定の場所をお願いしております。
- ⑤ 施設内での宗教活動、賭事、物品の販売はできませんのでご了承下さい。
- ⑥ 金銭・貴重品の管理は施設ではいたしません。
- ⑦ 飲酒及びペットの持ち込みはできません。

(8) 非常災害対策

- ・防災設備 ～ スプリンクラー、消火器、消火栓・自動火災報知器等を備えております。
- ・防火訓練 ～ 防火管理者を設置し消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、昼間及び夜間を想定した避難訓練を年2回以上実施します。

(9) 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

(10) 要望及び苦情等の相談

当施設では、「苦情相談窓口」を設置し、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(TEL 0954-42-2900・FAX 0954-42-2907)

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。又カウンターに備えつけられた「ご意見箱」をご利用下さい。

《介護保険に関するお問い合わせ・ご相談窓口》

- ・杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所
〒849-1304 鹿島市大字中村917-2 TEL0954-69-8222
- ・嬉野市役所 嬉野東部地域包括支援センター（嬉野庁舎福祉課内）
〒843-0392 嬉野市嬉野町大字下宿乙1185 TEL0954-42-3306
- ・嬉野西部地域包括支援センター（嬉野老人福祉センター内）
〒843-0301 嬉野市嬉野町大字下宿丙2390-2 TEL0954-27-7220
- ・嬉野市役所 塩田地区地域包括支援センター（塩田庁舎1階）
〒849-1492 嬉野市塩田町大字馬場下甲1769 TEL0954-66-8001
- ・佐賀県庁 健康福祉本部 長寿社会課
〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59 TEL0952-25-7054
- ・佐賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒840-0832 佐賀市堀川町1-5 TEL0952-26-4302

(11) その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、お申し出下さい。